

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約について、大阪府財務規則第61条の3の定めにより、以下のとおり公表するものである。

- 1 契約の相手方 公益社団法人 茨木市シルバー人材センター  
茨木市東奈良一丁目4番1号  
電話 072-634-8990

## 2 契約の相手方とした理由

本件委託の「公益社団法人 茨木市シルバー人材センター」は、高齢者が就業を通じて生き甲斐の充実や、その労働能力を生かした活力ある地域作りに寄与することを目的として、昭和56年に発足した公益社団法人である。

当センターは1,300余名の会員を有し、請負業務も「植木の手入れ」「除草」「大工・左官」など多岐にわたっており、本府においても大阪府立茨木高等学校、大阪府立北摂つばさ高等学校、大阪府立茨木支援学校における役務請負、清掃業務を受注するなどの実績がある。

今般、本校において当該業務を実施するにあたり、当センターより見積書を徴し、契約金額等を検討した結果、価格についても適当であると思われる。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、「公益社団法人茨木市シルバー人材センター」と随意契約を結ぶこととする。